

外国映画上映使用料の取扱い

1 上映規定(3)①（使用料規程第2章第3節映画2上映(3)①）に基づき配給事業者にお支払い
いただく外国映画上映使用料の取扱い

- (1) まず、上映規定(3)①のとおり使用料（規定額）を算出します。
- (2) 前記(1)で算出した規定額が、下表(表1)の該当する区分の額以内であるときは、
そのまま規定額（消費税相当額を加算）をお支払いいただきます。

【表1】 (税別、単位：円)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8
一般映画	212,500*	250,000	312,500	375,000	437,500	500,000	625,000	750,000
R指定映画	156,250*	181,250	218,750	256,250	300,000	362,500	437,500	525,000

※スクリーン数が2以下の場合については、区分1の額を2割減じた額とします。

- (3) 前記(1)で算出した規定額が、表1の該当する区分の額を上回るときは、同区分の額
（消費税相当額を加算）を使用料としてお支払いいただきます。
ただし、この取扱いは、封切日より前に所定の申請書類のご提出がなければ適用で
きません。

2 上映規定(3)②（使用料規程第2章第3節映画2上映(3)②）に基づき全国興行生活衛生同業
組合連合会との協議により定める外国映画上映使用料の取扱い

今般の全国興行生活衛生同業組合連合会との合意により、下表（表2）の該当する区分
の額がお支払いいただく使用料の額となります。

【表2】 (税別、単位：円)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8
一般映画	170,000*	200,000	250,000	300,000	350,000	400,000	500,000	600,000
R指定映画	125,000*	145,000	175,000	205,000	240,000	290,000	350,000	420,000

※スクリーン数が2以下の場合については、区分1の額を2割減じた額とします。

<補足>

- ・表2の各区分の額は、表1の同じ区分の額を2割減額したものとなっています。
- ・当協会は、映画の分野に限らず、全国組織の利用者団体が構成員の音楽著作物利用に関して利用許諾契約の締結を促進し、当協会の管理業務の効率化に資する場合には、一定の減額措置を講ずること
としています。全国興行生活衛生同業組合連合会も傘下の劇場の窓口となって当協会と利用許諾契約
を締結し、未申請や滞納の発生防止・解消に努め、当協会の管理業務の効率化に寄与していることか
ら、減額措置を講ずることとしています。

(定義)

1 区分

表1及び表2の1から8までの区分については、算定対象となる映画が、当該映画の封切り時点において上映されるスクリーン数の合計により、次のとおりとします。

区分	封切り時点のスクリーン数の合計
1	10 スクリーンまで
2	10 スクリーンを超え 30 スクリーンまで
3	30 スクリーンを超え 100 スクリーンまで
4	100 スクリーンを超え 200 スクリーンまで
5	200 スクリーンを超え 300 スクリーンまで
6	300 スクリーンを超え 500 スクリーンまで
7	500 スクリーンを超え 600 スクリーンまで
8	600 スクリーンを超える場合

ただし、複数のスクリーンを有するサイトにおけるスクリーン数については、当該映画の字幕版又は吹替版のいずれか一方のみが上映される場合は1サイト「1スクリーン」、字幕版及び吹替版いずれも上映される場合は1サイト「1.5スクリーン」とみなすものとします。

2 一般映画

R指定映画以外の映画をいいます。

3 R指定映画

一般財団法人映画倫理機構の審査結果が、「18歳未満（15歳未満を含む。）閲覧禁止」となった映画をいいます。

(適用期間)

封切日が2023年8月1日から2028年3月31日までの映画に適用します。

以上